

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令案要綱

1. 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 延滞税を免除する場合として、人為による異常な災害又は事故により関税を納付することができない場合を追加することとする。(関税法施行令第9条関係)
 - (2) 延滞税の計算の基礎となる日数及び過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算方法について規定の整備を行うこととする。(関税法施行令第9条及び第9条の2関係)
 - (3) 保税蔵置場の許可等を承継することの承認の手続について、当該保税蔵置場の業務等を譲り渡そうとする場合の手続を追加するとともに、特定保税運送者の承認、認定通関業者の認定及び通関業の許可を承継することの承認の手続を追加することとする。(関税法施行令第39条の2、第55条の8の2及び第69条の4並びに通関業法施行令第2条の2等関係)
 - (4) 不正競争防止法に規定する営業秘密侵害品を関税法上の輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物に追加することに伴い、その認定手続に際しての税関長から経済産業大臣への意見の求めの手続等を追加することとする。(関税法施行令第62条の11及び第62条の28等関係)
 - (5) エチルアルコール(エタノール)に係る暫定税率を無税にすることに伴う規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第3条の3等関係)
 - (6) 関税定率法別表及び関税暫定措置法別表の品目分類の改正に伴う規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第25条等関係)
 - (7) 関税等不服審査会及び関税・知的財産分科会の処理する事項について規定の整備を行うこととする。(財務省組織令第65条及び関税等不服審査会令第5条関係)

2. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく牛肉特別セーフガード措置に係る輸入数量の算出等に関する所要の規定の整備を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第19条の3等関係)

3. 特恵関税制度について、次の改正を行うこととする。
 - (1) 特恵関税の便益を与えない物品として、アルゼンチン又は中国を原産地とする特定の物品を指定することとする。(関税暫定措置法施行令第 25 条関係)
 - (2) 特恵受益国等からクックを除外することとする。(関税暫定措置法施行令別表第 1 関係)
4. セーシェルの世界貿易機関への加入に伴い、便益関税の適用国からセーシェルを除外することとする。(関税率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係)
5. 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成 28 年度又は同年度上期の関税割当数量を規定することとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)
6. その他所要の規定の整備を行うこととする。
7. この政令は、別段の定めがある場合を除き、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとする。